

令和7年度 玉城町塾奨学金奨学生募集要項

1 目的

経済的理由により修学困難な生徒に対し、奨学金を支給し、社会に貢献する有用な人材の育成を図ることを目的とします。

2 応募資格

- ・町内在住者の子であること
- ・玉城中学校の在校生、または高等学校、中等教育学校後期課程または高等専門学校進学予定者と在校生
- ・経済的理由により学習塾の費用を必要とする者であること。
- ・学業が優良で必要な書類を提出できる者

3 募集人員

数名

4 奨学金支給額

1人年額24万円(20,000円/月)を直接学習塾に支払う。
(支給時期を3回に分けて支給)

5 募集期間

令和7年1月14日(火)から令和7年2月14日(金)まで

6 提出先

玉城町教育委員会事務局(村山龍平記念館内)

7 提出書類

- ① 玉城町奨学金支給申請書(様式第1号、1の2号)
- ② 在学証明書
- ③ 学校長の推薦書(様式第2号)
- ④ 学業成績証明書(当該受給資格者が中学校在学中は、卒業予定の中学校の学校長が、第2学年以上は該当受給資格者が在籍する学校長が作成したものとする。)
- ⑤ 世帯全員の住民票の写し
- ⑥ 年度所得証明書(世帯構成員のうち、所得のある方すべてについて添付してください。
ただし、収入が給与所得のみの場合、源泉徴収票の写しでも可。)
- ⑦ 保証人と連名の誓約書(様式第3号)
- ⑧ 「わたしの目標」と題した作文(原稿用紙2枚程度)
- ⑨ 保護者等の推薦書(様式第7号)
- ⑩ 既に学習塾に通っている場合は、支払いがわかるもの(領収書や通帳の写しなど)
- ⑪ その他参考資料(コピー可)

※①～⑦は玉城町奨学金支給申請と兼ねることができます。

※現在、認定されており令和7年度も継続して助成を希望する方は、①④⑥の書類の提出をお願い

します。

8 選 考

令和7年3月に選考委員会を開催します。選考結果は、選考後に通知します。

9 奨学金の停止と返還

- (1) 本人が死亡したとき
- (2) 学習塾を辞めたとき
- (3) 学業成績または性行が著しく不良で、退学や留年したとき
- (4) 心身の故障により修学が見込めないと判断したとき
- (5) 各種報告がないとき
- (6) その他、選考会が不相当と認めた場合

奨学生が虚偽による不正な奨学金支給を受けたが判明した場合には、支給額を返還しなければならない。

10 学業成績等の報告

奨学生は、毎年度末に学業成績の写しを本会宛てに奨学生年度末報告書(様式第8号)により提出してください。

11 異動があったとき

奨学生が以下の内容に該当する時は、異動届(様式第9号)を本会へ提出してください。

- (1) 転校、転籍したとき
- (2) 学習塾を変更したとき
- (3) 奨学生や保護者等の身分、住所、その他の重要事項に異動があったとき

12 その他

申請書等、用紙が不足する場合は、用紙を複写して作成してください。

詳細は玉城町教育委員会事務局(村山龍平記念館内)までお問い合わせください。